



月報

6

缶詰

(47. 6. 15 No66 VOL. 6)

◆ 目 次 ◆

5月の行事一覧表	1
【総会特集】	
◆全国缶詰問屋協会46年度 定時総会議事録	2
◇(第6回)缶詰表示問題連絡協議会	32
◇果実かん詰の表示に関する問題点と農林省の見解	41
◇えのき茸塩詰の固形量について	42
◇えのき茸塩詰の固形量について開壇研究会	46
◇全国食品缶詰公正取引協議会理事会・総会	47
缶詰共同宣伝	
72 缶詰フェア東京成功裡に終了	51
東北地区「缶詰フェア」開催日程	53
九州地区「缶詰フェア」実施計画	54
サンケイかん詰料理教室	54
◇中小企業者等の機械の特別償却について	55
関係団体報知	
◇農産缶詰組マツシユルムかん詰のJAS設定に関して要望書	57
会員消息	59

全国缶詰問屋協会

Japan Canned Food Wholesalers Association

東京都中央区日本橋通3丁目8番地

八重洲通ビル7階

電話 東京(273)9278・9289番

5 月 の 行 事 一 覧 表

行 事	月 日	時 間	場 所	出 席
'72 缶詰フェア東京実行委員会	5月 9日	14.00時～	農協ビル8階 第1大会議室	実行委員 および 参加店
'72 缶詰フェア東京全体会議		15.00～17.00時		
(第6回)缶詰表示問題連絡協議会	5月11日	13.30～16.00時	北洋商事(株)	缶協 5名
{ ベターリビングショーナゴヤ / 72 愛知県産業貿易館 5月13日～28日 16日間 }				
えのき茸増産の固形量 について打合せ	5月15日	13.30～15.30時	検査協会	4団体
定 時 総 会	5月18日	13.00～15.00時	鉄道会館 ルビーホール	日缶協、 缶協、 日缶協
公正取引協議会常任理事会	5月19日	10.00～12.00時	日缶協	
えのき茸増産の固形量 についての開場研究会	5月23日	10.00～11.30時	北洋商事(株)	日缶協平 野常務 全缶協 7名
(日缶協)定時総会	5月24日	13.00～16.00時	東京ステーションホテル	
公正取引協議会理事会 ・総会	5月24日	13.00～17.00時	"	
'72 缶詰フェア東京実行委員会	5月25日	15.00～17.00時	日缶協	
('72 缶詰フェア東京都立産業会館4階 5月29日(月) 30日(火))				

6 月 の 行 事 予 定

(第7回)缶詰表示問題連絡協議会	6月 2日	13.30～16.00時	製缶協会	
------------------	-------	--------------	------	--

定 時 総 会 議 事 録

- 日 時 昭和47年5月18日 12.00～13.00時(昼食)
13.00～15.00時(会議)
- 場 所 鉄道会館ルビーホール 12階(東京・大丸デパート)
- 議 案
1. 昭和46年度事業報告に関する件
 2. 昭和46年度決算報告に関する件
 - ① 収支決算書
 - ② 財産目録
 - ③ 貸借対照表
 3. 昭和47年度事業計画承認の件
 4. 昭和47年度会費賦課徴収方法の件
 5. 定款一部変更の件
 6. 昭和47年度収支予算承認の件
 7. 任期满了に伴う役員改選の件
 8. そ の 他

— 13.00時開会 —

〔出席状況〕

本定時総会の出席状況は会員189社、賛助会員2団体計191社中、出席24社、出席委任状は112社2団体で定款第25条の定めによる総会の議決は会員の3分の1以上、また第26条の定款変更に必要とする3分の2以上に達し、本定時総会は適法に成立、定款の定めにより浅井会長は議長となり、諸議案の審議に入った。

〔議事録署名人〕

榑 古 屋 商 店 小 穴 重 忠 氏

松 下 鈴 木 (株) 須 貝 直 吾 氏

〔第1号議案〕 昭和46年度事業報告に関する件

まず北田専務理事から「昭和46年度事業報告書」の主な内容に関する項目を朗読したあと出席者に諮り全員異議なく第1号議案を承認

昭和46年度事業報告書

昭和46年度は日本に缶詰が生れて100年という記念すべき歴史の一区切りが付された年であつたが、急テンポの国際的社会的環境の変化にともなつて経済情勢も一段と厳しさを増し、健全化への脱出を図ろうとしていた問屋陣営も静かに大勢を待つといつた1年ではなかつたかと思われる。

しかし、この1年も缶詰業界にとっては起伏多き年であつた。なかでも昭和46年8月16日のニクソン声明によるドルショックがもたらした波紋は特に鮪缶詰、蜜柑缶詰の製造を主としていたパツカーに直接大きな打撃を与え、一部中堅工場は転廃業するという深刻な事態さえ惹起した。

また一方、いわゆるコンシューマリズムの活動はより活発化し、業界もこれらの動きに如何に対処するかが重要課題として提起された。こうした動きに対応し関連官庁の行政も改新の方向をめざし業界に対し積極的な行政指導が相次いでなされた。

まず農林省関係では消費者保護行政の一環として、農林物資の規格化および品質表示適正化に関する法律(昭和45年法律第175号)第19条の3の規定

に基づき品質表示基準を定め、果実飲料、トマト加工品、魚肉ハム、ソーセージ、炭酸飲料については、昭和47年1月1日から新JASを施行したが表示事項および表示方法は「一括表示」を規定、つづいてこの表示方法はパイン缶詰の農林規格にもとり入れられる運びとなりこれを契機に改正のスケジュールとしては果実缶詰から逐次手がけられることになった。

そしてこれと時を同じくして厚生省関係からは果実缶詰に対する「使用上の注意」の表示問題がもたらされた。これよりさき、昭和46年9月1日から添加物の赤色103号および硫酸銅の使用販売が禁止となつたが、これに対しては業界が早くから自主的に対策を講じてきていたので禁止となつてもチクロ禁止のような大きな混乱はなく経過したことは幸いであつた。

なお厚生省から昭和46年12月に業界へ要望のあつた製造者、販売者を併記する件、すなわち製造者の住所、氏名を表示する問題、および缶詰の略号による製造年月日をフルデイトにする件などいずれも重要な事項に対し規格部会は果実部会その他の品種別部会とも連携し慎重に審議してきたが、全缶協はこれらの問題に対し常に前向きの姿勢を崩さず対応していつた。またこうした一連の表示問題に関し缶協、全缶協、製缶協の缶詰3団体が中心になつて協議する共通の場として昭和47年2月19日に缶詰表示問題連絡協議会が設立されたが、外に向つての活動の場が拡大されたことは今後の進み方としても全缶協にとつてのプラス要素となつている。

次に47年3月7日、食品衛生法改正案が閣議に付され、同13日国会に提出されたがその主な改正点は

- 1) 食品や添加物について、安全性に「その疑いがある」場合にも販売を禁止する。
- 2) 食品の運搬を業とするものを法律における「営業者」として規制する。
- 3) 製造工場の衛生管理や工場内外の清潔保持について業者が守るべき基準を定める。

- 4) 輸入食品について、生産地の実情に合った検査を行う。
- 5) 食品衛生上の危害の発生を防止する必要があると認められた場合は、製造業者に対し製品検査を受けるよう命ずることができることとする。
- 6) 公衆衛生上に危害を及ぼすおそれのある虚偽または誇大な表示広告を規制する。

などとなっており、個別の食品または業種に関する規制の内容については改正案が議会で採択されたのち、省令・通達により明らかにされる運びであり、JAS規格、公正競争規約などこれら食品関係3法に関しては次年度においても規格部会の活発な活動が要求されることとなっている。

またこの年度はさきにも述べたように日本に缶詰が生まれて100年に当り、これを記念して缶詰共同宣伝の一環として全国主要都市で缶詰フェアを開催。同時に缶詰誕生の地長崎市において松田雅典翁の墓前祭も執り行なわれたがいずれにしても足踏み状態が続いているといわれる中にあつてなお全缶協としての意欲的行動を持続し、この厳しい年度を乗り越えてきたことは当協会の誇りともされるところであり、団結の成果とする所以である。

ここに1年間の事業経過をまとめ昭和46年度の事業報告と致したい。

☆ ☆ ☆

まず全缶協独自の宣伝活動として、44年度にはじめて「缶詰食べましよう週間」を設け販売促進に努め45年度から46年度に引継ぎ第3回「缶詰食べましよう週間」を46年7月19日から1週間にわたり全国一斉に実施した。この運動期間中は丁度NHKきよりの料理「特集ニカン詰料理」の放映と時期が重なる好機に恵まれ会員各位の販売意欲も旺盛で大きな成果をおさめた。実施規模は前年度協賛メーカー、団体協賛金の繰越金1,721,780円にその受取利息66,849円、全国パインアップル缶詰内販売協賛金500,000円、全

缶協宣伝費2,143,771円の合計4,432,400円で「缶詰食べましょう」缶切り66万個、それに「パイン缶詰召上れ」缶切り8万9千個を平等割 $\frac{1}{3}$ 、会費割 $\frac{2}{3}$ により最低2,700個、最高14,500個を、会員195社に割当てPOP広告は37個に1枚の割で2万枚分を配分した。また前年協賛メーカー団体等78社に対して第3回「缶詰食べましょう週間」開催の内容と同時に缶切り、およびPOP広告の見本を送付するとともに46年10月7日付で第3回「缶詰食べましょう週間」収支決算書を提出した。

缶詰共同宣伝は昭和43年から実施されマスコミを媒体とした宣伝が推進されて来たが45年からその宣伝の趣きを変え地味ではあるが堅実に缶詰の料理講習を中心としたPRにより直接消費者に訴えてゆく方法がとられ46年度に引継がれた。また46年度はおりから缶詰が日本に生まれて満100年に当たりこれを記念して全国主要都市で缶詰フェアを開催し100年記念にふさわしい催しを行ない大きな反響を呼んだ。

昭和46年度の共同宣伝実施状況の概要は次の通りである。

1) 缶詰フェア

北海道	札幌五番館デパート	8月20～25日	2万名
東北	仙台日之出会館	8月21～22日	4千名
東京	東京八重洲口ホール	7月16～17日	4千6百名
名古屋	愛知県産業貿易館	5月15～30日	29万名
大阪	大阪大丸デパート	4月22～27日	
"	大阪高島屋デパート	6月26～7月4日	
"	大阪阪急デパート	7月4～11日	
兵庫	神戸そごうデパート	7月2～7日	
九州	福岡大丸デパート	10月29～31日	

2) 日本栄養士会との提携による缶詰料理講習会

45年度に引き続き、全国都道府県の日本栄養士会各支部に依頼し、主

として学校、保健所等を会場に計500回にわたり缶詰料理講習会を実施した。

3) 全国農協中央会との提携による缶詰料理講習会

全国農協中央会生活部の協力を得て、農協自体の食生活指導方針に合わせ、健康増進に役だてる目的の缶詰料理講習会を市町村農協の生活指導によつて549回にわたり開催した。

3) 主婦連合会との提携による缶詰料理講習会

東京主婦会館で毎月開催されている料理教室に缶詰料理がとりあげられ主婦連会員の実習指導が行なわれた。

4) 栄養改善普及会とのタイアップ

同普及会のグループ活動の一つとして「夏の移動教室」に缶詰を使つた、缶詰料理講習会をとり入れ全国主要都市を巡回開催した。

5) 調理士関係

45年度は主にホテル・レストランの調理士を対象に行なつたが、46年度は集団給食(学校、病院、工場等)の調理士を対象に東京を中心に6カ所で缶詰研修会を実施した。

6) マスコミ関係

Ⓐ 朝日女性教室

45年度に引き続き朝日新聞東京本社と契約し、東京および近県都市で開催し、実施内容は名士の講演と料理実演の組み合わせたもの7回、料理実演のみの教室を7回にわたり開催した。

Ⓑ 大阪サンケイ料理教室

サンケイ新聞大阪本社と契約し、阪急地区20カ所を宣伝カー等によつて巡回し、「サンケイ夏の缶詰料理教室」を開催した。なお地元問屋業界側より毎回缶詰の知識に関する話がなされ関心を高めた。

Ⓒ 京都新聞関係

京都料理学校を会場として、缶詰料理実習を京都食品卸同業会の協力により地元婦人連合会および同校生徒を対象に3日間開催。

④ 毎日新聞特集「缶詰のすべて」

毎日新聞発刊100年と、日本で缶詰が生まれて100年を記念した特集「缶詰のすべて」を12月7日付全国版に掲載。

⑤ 日本工業新聞社による缶詰料理教室

東京都および日本工業新聞社主催の「明日の豊かな生活展」が東京・大手町産業会館において10月12日より16日まで開催されたがこれに協賛し、サンケイ新聞社とタイアップの缶詰料理教室を出展、缶詰料理の実演を行なった。

7) 消費者団体

① ベターホーム協会

「正しい缶詰の知識」を啓蒙のためリーダー研修会を計画し、試食などのセミナーを東京および近県で開催した。

② 消費科学連合会

正しい缶詰の知識を啓蒙する目的で同会食糧部会会員を対象に缶詰開缶研究会を4回開催した。

8) 教育者グループ

第7回日本家政学会が昭和女子大で開催されたが、学会に参加した約1,800名の先生に缶詰料理を昼食に提供した。

9) 日本食品衛生協会主催の第10回厨房食品設備資材展に協賛し、缶詰料理コーナーを開設して各種缶詰を多数開缶、展示、試食等を行なった。

10) かんづめハンドブック

缶詰の基礎的知識としての小冊子であり、必要に応じ共同宣伝の催場等で配布。

11) 缶詰料理単行本

主婦の友社とタイアップして作成し、「かんづめ料理」B6判、定価500円。日本栄養士会、農協中央会、保健所の栄養士、短大および大学の調理専門の先生の参考資料として配布した。

12) サンケイ新聞「くらしの百科」

サンケイ新聞の購読勧誘PR誌として「くらしの百科」かんづめ料理パンフレットを全国のサンケイ新聞販売店を通じ、一般家庭に配布された。

13) NHK「きよりの料理」テキストを使用した缶詰料理教室

NHK総合テレビの特集、缶詰料理番組で使用される雑誌「きよりの料理」(日本放送協会出版)に資料を提供する一方同時にNHK放送の内容に合わせた缶詰料理教室を東京都内4デパート、京都1デパートで実施した。

☆

☆

☆

次に全缶協各部会の主たる部会活動に関する報告を致したい。

昭和46年度も前年度に引き続き規格に関する会合が活発に開かれた。8月27日の規格部会において規格部会長に多田義朗氏を選出したあと、まずなめこ缶詰のサイズ、固形量等の規格一部変更について日本農産缶詰工業組合から要望のあつた事項を協議し現行規格が今シーズン中は望ましい旨組合に要望書を提出した。

9月10日の在京規格部会においては9月1日使用禁止となつた硫酸銅、赤色103号の処理問題をめぐり打合せ、つづいて10月11日の部会では、パンアツプルかん詰の日本農林規格(案)について協議し、①A規格の設定によつてある種の缶型が流通を妨げられることのないように、つとめられたいこと。②ビーセスにあつては8号缶の規格が設けられていないが巾広く流通していること。その他内容量等につき農林省養蚕園芸局須賀果樹課長宛要望した。

10月20日ブランド所有者による米飯缶詰に関する懇談会、10月29日在京有志による内面塗装缶および重合燐酸塩に関する打合せ会、また日缶協規格表示委員会にはその都度オブザーバーとして出席し全缶協の意見を積極的に述べてきた。11月12日冷凍パイン原料による国産パイン缶開缶研究会を農林省、日缶協、製缶協、パイン関係団体を招き品質、表示について問題点を話合った。その結果、食品缶詰公正取引協議会においてまず「台湾産」等の表示は違反となる旨製造パッカーに注意をうながすよう警告することになった。

12月10日果実缶詰の「一括表示」「使用上の注意」書きについて関係団体で協議したあと、47年1月14日在京果実、規格合同部会で全缶協としての意見統一を図った。特に製造所の住所氏名の表示は業界にとつて重要問題であり、この対策としてかねてから全缶協が提唱している製造工場缶マークを地区別一連番号に一本化することを強力に推進していくことになった。またブランドオーナーを主体にした協議の場を設ける必要があるのではないかとの発想に依りて日缶協、製缶協にその主旨を提案、賛同を得たうえ2月19日「缶詰表示問題連絡協議会」を発足させた。この協議会は規格に関する問題と切り離し表示問題に関して各団体が共通の立場で話し合いを進め、意志の統一を図る場として設けられたものであるが、3月1日、3月14日、3月23日と設立後相次いで重要問題を協議、大きな成果をあげてきた。

この協議会には全缶協から常時5～6名の代表メンバーが出席しているがその発言も消費者と「直結」との立場で意見を述べてきた。

☆ ☆ ☆

果実部会にあつてはこの1年間低迷を続けたみかん缶詰の市況回復のための努力が払われ蜜柑缶工組とも数回会合を行なつてきた。またこの年度においては果実缶詰の「一括表示」および「使用上の注意」など一連の表示問題が話題と

なつた年であり規格部会と歩調を合わせ検討を進めていった。

まず、46年4月15日、蜜柑缶工組と懇談会を開きみかん缶詰内販対策について協議、新物みかん缶詰の生産が終了となつた時点で生販両者が全力を傾注してみかん缶詰のムードアップを図るべく蜜柑缶工組、全缶協連名で「内販向みかん缶詰について」の声明文を業界各紙に発表した。

46年7月2日の果実部会では果実缶詰の情報交換を行ない「みかん缶詰ブロックンの統一意匠について」の文書を蜜柑缶工組宛に提出し、組合一括買付一括販売の共販制を希望する旨要請した。引き続き同工組は8月4日、みかん缶詰ブロックンに関する打合せ会を開催したあと同工組から再度ブロックンの統一意匠について検討して欲しいとの申入れがあつたため全缶協は8月20日改めて、果実部会を開催した。しかしながらブロックンの意匠を統一したのみではそれがすべての解決策にはならない状況下にあるとの結論となり、折返し同工組に対し統一意匠について、①この統一意匠問題が提起された当時と現時点では大きな情勢変化が見られ、統一意匠をしただけではすべての解決策にはならない。②果汁用、業務用あるいは輸出用に振り向けることに努力されたい旨を文書連絡した。

また10月11日、日本蜜柑缶詰工業組合側とみかん缶詰内販対策懇談会を開いたが、同工組の後藤理事長は①みかん缶詰の共同宣伝を実現したい。②サイズ物の生産は44年のJAS受検500万函と45年の受検分380万函に対してどの位の減産におさえるべきか。③生産割当をして内販向みかん缶詰を適正数量におさえたい。④ブロックンについては4号缶には詰めないが5号缶も各自が5割以内におさえ、あとは2号缶または業務用ジュース原料に直接回わす考えである旨を説明した。この提案に対し全缶協側は①については最近ブランドの集約化の方向にあり、各社ブランド中心に販売、宣伝が進められている。②生産調整については賛成で45年の受検量の3割減のサイズもの300万函とする意見などが出された。その後同工組の理事会総会に諮られたが結局生産

調整取止めとなり、実現するに至らなかつた。

しかし幸か不幸か多量在庫、原料高という状況であつたため自然調整されるところとなり、昭和46年度の内販みかん缶詰の生産は350万函程度と大減産に終つた。47年3月24日の果実部会では新物みかん缶詰に関する情報交換が久しぶりに行なわれ①大巾減産によりヒネともに市況は強く早期品切れが予想される。②みかん缶詰は生産調整と需給の調整が市況安定のため是非必要であり、みかん缶詰が順調であればフルーツ缶詰全体の市況も順調となるなどの交換がなされ新年度の果実缶詰にとつてまず明るいムードでスタートを切つた。

☆

☆

☆

蔬菜部会は例年実施している農産缶工組、全缶協による新物アスパラガス缶詰に関する懇談会を46年4月22日に開催、45年産アスパラガス缶詰生産数量、需給のバランスについて協議し、①45年のホワイトの小売価格はすでに限界点にきている。②グリーンは多量の在庫を抱えており、45年の10円格差では無理で最低で20円の格差が必要であると要請した。また46年5月1日、アスパラガス缶詰の原料対策について北海道庁に要望書を提出した。その要旨は国内市況の実情を伝え、原料価格が余りにも高過ぎるため国際価格に見合わず、将来の日本アスパラガス産業にとつて危険であるとの内容で、その(写)をメーカー、協同組合等にも送付した。5月10日、JASアスパラガスカん詰の展示説明会が日本缶詰検査協会で開催され、ペールの混入について見方統一を行なつたが全缶協側の要望としては缶詰の信用度を高めなければならぬ時期にきており、品質的にゆるめるということは適切でなく、昨年と同様の検査をしてもらいたいとの発言を行なつた。

次に筍缶詰については47年3月6日、蔬菜部会を開催し、新物筍缶詰に関する情報交換を行ない、3月17日熊本市にて開催の筍缶詰全国大会に全缶協と

して要望事項をまとめた。

次いで47年3月24日に筒缶詰全国大会の経過報告とアスパラガス缶詰の市況見通しについて協議の結果アスパラガス缶詰については①台湾ものを含め、25〜30万函の在庫がある。②ホワイトとグリーンの間隔差は前年以上の開きが必要であり、2割程度を見たい。③原料購入に当つて規格に関してはいま一層の注意が望ましいなど6項目にわたる要望書を製造関係団体、またその(写)をアスパラガス缶詰の製造パツカーに送付した。

☆

☆

☆

水産部会では9月10日、米国のドル防衛問題に関連して、国内の水産缶詰にどう影響してくるか、特に鮪缶詰、鯖、かに缶詰について現状とその見通しなどを話し合い、あわせて内地水産缶詰の動向等が検討された。特に米国向に輸出された鮪塩漬缶詰のデコンボーズものを国内転用するような場合には、鮪油漬缶詰の市場を圧迫しないよう充分慎重を要するとの結論から46年9月17日付で日本鮪缶詰輸出水産業組合宛に内地転用に当つては全缶協に相談ありたき旨の要望書を提出した。

☆

☆

☆

政策調査部会としての46年度の活動は取引用統一伝票の普及事業であつたといえよう。45年通産省は日本商工会議所に民間企業への普及業務を委嘱し、さらに46年度から取引用統一伝票を普及促進させるため、日本商工会議所および業種別団体から統一伝票普及指導員を選任することとなり、全缶協では下記の6名が選ばれた。

〔東部政策調査部会〕

北洋商事(株)	商品管理部長	武衛 穂介氏
松下鈴木(株)東京支社	経理課長	太田 潔氏

〔中部政策調査部会〕

(株)梅	沢	取締役会長	森下 裕氏
(株)メイカン		専務取締役	岩井 孝之助氏

〔西部政策調査部会〕

野田喜商事(株)	管理部長	酒井 和彦氏
(株)祭原	電算1課長	末 広 実氏

以上の6氏がそれぞれ東部、中部、西部地区の食品業界の統一伝票普及指導に
当り、46年度中に東部6回、中部4回、西部5回、計15回の統一伝票普及
指導地方講習会を実施してきた。食品業界の統一伝票普及状況はまだスタート
したばかりでありなお普及に数年を要すると思われるが統一伝票の必要性につ
いてはみな認識を深めて来ており、このような地味な努力によつて、堅実に合
理化への歩を進めていくこととなる。

☆ ☆ ☆

以上をもつて46年度事業報告と致したいが、全缶協の活動については可能な
限り詳細にその都度月報に掲載してきたので14頁以下に掲げる「昭和46年
度における業務状況」をもつてその他の報告にかえたい。

〔 会 員 総 数 〕

昭和46年度の会員数は賛助会員を含め191社であり、県別会員状況は次の通り。

県別会員一覧表

（昭和46年4月1日現在）

県名	会員数	県名	会員数	県名	会員数
北海道	1	栃木	2	奈良	8
秋田	1	静岡	3	三重	2
岩手	2	長野	12	大分	22
山形	1	山梨	1	兵庫	9
宮城	5	新潟	9	岡山	3
福島	2	愛知	11	鳥取	1
東京	57	岐阜	1	広島	4
神奈川	4	富山	4	福岡	3
埼玉	1	石川	3	鹿児島	1
千葉	6	福井	2		
茨城	2	滋賀	4		
群馬	3	京都	8	合計	191社

なおこの191社のうち年度内退会および47年3月31日をもって退会するものは9社1団体で復活入会するものが7社あり、従つて昭和47年度会員数は賛助会員を含め188社となる。

（昭和46年度における業務状況は省略）

〔第2号議案〕 昭和46年度決算報告に関する件

- ① 収支決算書
- ② 財産目録
- ③ 貸借対照表

①②③一括して北田専務理事から報告を行なつたあと、監事の榎矢口屋商会萩原弥重氏から次のような監査結果の報告を行なつた。

「只今北田専務理事から昭和46年度決算諸表について報告したが、先日監事会社の榎ヤマムロと一緒に会計監査を行ない、ただいまの報告に間違いのないことを証明する。

ここに取引銀行4行の残高証明もあるのでのちほど見ていただきたい。」

以上で全員異議なく第2号議案を承認。

昭和46年度収支決算書

収入の部 { 自昭和46年4月1日
至昭和47年3月31日 }

項 目	予算額	決算額	対比(増減)	備 考
前年度繰越金	1,439,957	1,439,957	—	
会費 { 前年度分	—	310,000	310,000	会費181社 員15社
本年度分	6,870,000	6,820,000	△ 50,000	
賛助会費	2,200,000	2,200,000	—	賛助会費2団体
その他	150,000	184,124	34,124	銀行利息他
合 計	10,659,957	10,954,081	294,124	

支出の部

項 目	予算額	決算額	対比(増減)	財産目録計上額
1.事業費	4,800,000	3,574,495	△ 1,225,505	
①旅 費	300,000	123,610	△ 176,390	
②会 費	500,000	100,613	△ 399,387	
③広 報 費	1,200,000	883,130	△ 316,870	
④宣 伝 費	2,500,000	2,232,771	△ 267,229	
⑤交 際 費	150,000	109,371	△ 40,629	
⑥賛助費会費	150,000	125,000	△ 25,000	
2.事務費	5,808,000	5,546,558	△ 261,442	
①人件費	3,920,000	3,848,742	△ 71,258	
②退職年金(手当金)	392,000	445,962	53,962	219,267
③借室費	546,000	546,000	—	45,500
④什器備品費	30,000	0	△ 30,000	
⑤電 話 料	150,000	102,281	△ 47,719	
⑥交 通 費	150,000	125,570	△ 24,430	
⑦図 書 費	70,000	70,000	—	
⑧消 耗 費	100,000	90,488	△ 9,512	
⑨厚 生 費	300,000	300,000	—	
⑩諸 雑 費	150,000	17,515	△ 132,485	
3.予備費	51,957	24,791	△ 27,166	
①予備費	51,957	24,791	△ 27,166	
合 計	10,659,957	9,145,844	△ 1,514,113	264,767

△印は減を表す

収入の部合計	10,954,081	◎ 当年度未収会費 8社 180,000円
支出の部合計	9,145,844	◎ 予算外会費収入 6社 130,000円
差引当年度 剰 余 金	1,808,237	◎ 退職積立金支出額は鈴木富枝退職金 226,695円 前年度分に対する受取利息 60,962円が含まれて おります
		◎ 図書費 5,930円) 計 24,791円は予備費に 厚生費 18,861円) 項目流用致しました

財 産 目 録

((昭和47年3月31日 現在))

科 目	摘 要	要	金 額
現 金	期末手元有高	36,908	36,908
銀行預金	神戸銀行八重洲口支店 普通預金	1,191,912	
	三井銀行 " "	124,145	
	富士銀行 " "	134,804	
	三菱銀行日本橋支店 "	320,468	1,771,329
	小 計		1,808,237

基 金

什器備品	缶詰陳列戸棚	1	4,800	
	書 庫	1	4,320	
	その他1万円以下9点		8,340	17,460
電話加入権	電話架設費		40,600	40,600
退職積立金	神戸銀行八重洲口支店 定期預金		1,466,624	1,466,624
前払費用	借 室 費 4月分		45,500	45,500
	小 計			1,570,184
	合 計			3,378,421

当年度減価償却実施額(定額20%) 133,370円

貸借対照表

(昭和47年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	36,908	当年度剰余金	1,808,237
銀行預金	1,771,329	基 金	1,570,184
什器備品	17,460		
電話加入権	40,600		
退職積立金	1,466,624		
前払費用	45,500		
合 計	3,378,421	合 計	3,378,421

次年度繰越金	1,808,237
当年度基金繰入額	264,767

第3回「缶詰食べましょう週間」

収支決算書

(収入内訳)

繰越金(協賛金残)	1,721,780円
上記に対する受取利息	66,849円
パイソ内販会協賛金	500,000円
全缶協宣伝費	2,143,771円
計	4,432,400円

(支 出 明 細)

「缶詰食べましよう缶切」	66万個 @5.60
	○ 3,696,000円
「パイソ召上れ缶切」	8万9千個 @5.60
	○ 498,400円
上記缶切、POP梱包代、運賃	
	○ 104,500円
POP2万枚	
	○ 133,500円
計	○ 4,432,400円

〔第3号議案〕 昭和47年度事業計画承認の件

まず北田専務理事から

「昭和47年度事業計画」を朗読したあと、浅井議長から次のような見解が述べられた。

「本年度全缶協事業計画（案）は文章に表現すると短いがこれを実行するとなると大変である。問屋として重要な時期に来ており、経費もかさんできている。大メーカーは大きくなればなる程メーカーサイドでわれわれの利潤を決めてしまう傾向にあり、ここで問屋パワーの確立が重要である。それには問屋1社の力では駄目で全缶協としてやらなければならないことだと思う。

また現実に缶詰以外の食品業界の団体は弱く、やはり全缶協が食品業界の動向を占い、一つの方向を決めるといつた作業もしなければならないし、適正マージンの確保についても問屋が力を持ち実力を持つてあたれば実現出来ると確信しており、本年度はこうした面を重点においてまいりたい。」以上の説明があつたあと第3号議案は全員異議なく原案通り承認され、

1. 消費者対策と諸施策の推進
 2. 業界安定化対策と諸施策の強化
 3. 関連団体、諸官庁との連絡と協調
- の3つを根幹として推進していくことになった。

昭和47年度事業計画

昭和46年度においては消費動向の変化に伴い、これに即応する施策を講ずるため、当協会事業計画の第1に「消費者対策と缶詰イメージアップ促進」を掲げ、また流通構造の急テンポの変化に対応して「取引の合理化と適正利潤確保のための諸施策の推進」を事業方針とし、さらに共存共栄の理念に基づく「関連団体、諸官庁との連絡、協調」を旗印ともして全缶協なりの活動を展開して来たが、この46年度はおりから日本に缶詰が生れて100年目に当り、足がかりとするべくその歴史の中での革新がもたらさなければならない時点であつたし、また後半期における円切り上げの実施は経済構造の建直しが要請されるところとなり、流通部門においても例外なく色々のかたちで影響を蒙り、それは現在なお進行中である。こうした時点の中にあつて全缶協は創立第7年目を迎えることとなつたが事業活動が定着化することなく時流に順応して、しかも能動的に有力問屋が結集する全国団体にふさわしい実行力ならびに政治力を陶冶し、新年度に提起されるであろう諸課題の解決に鋭意努力したい。

ここに昭和47年度の支柱となるべき事業計画を掲げその遂行には過去6年間で培つてきた全会員による団結力によつて実現を期さんとするものである。

1. 消費者対策と諸施策の推進

消費者運動は年ごとに積極的となり、豊かな消費生活への本来の運動は影にかくれ、製品に対し、また企業に対し具体制をもつての追求といつたかたちで常に問題が提起されもはや消費者との間に一つの壁が造られようとしているが、これは消費者に取つてもまた業界にとつても将来のために健全であるとはいえない。そのよつて来るところの問題点は疑いとおそれと不満から運動がはじまるものと見られるが、これは消費者の本能であり、これらのものに真実業界が応えられてゆけるかどうかでその業界の運命は決まるといつても過言ではない。

こうした観点から、生産から消費への橋渡しの役割を担っている全缶協会員はより消費者に接近し、あらゆる努力を払いながら缶詰の信頼性を高めることが極めて重要な時に来たと考えられる。

特に品質とその表示問題は消費者関心度の高い内容となっており、これらのことに関しては業界リードの立場で前向きに取り組んで参りたい。

缶詰の普及宣伝については缶詰の持てる特性を常に訴えつつ缶詰共同宣伝とも対応し販売促進につとめ、さらに将来への開発を期さんとするものである。

2. 業界安定化対策と諸施策の強化

47年度はあらゆる意味で模索のなかから安定化、合理化がさらに強く要求される年となるのではないかと予想されるが、全缶協は部会活動の充実強化を図るとともに市場の安定と問屋マージンの適正確保のための施策を進め、全缶協独自の事業の発場に努力する所存である。

この新年度は国際情勢、社会環境の変化が急テンポに進行すると見られ、円切り上げにつつき沖縄の復帰問題も大いなる関心事となつている。この

即に対当して全缶協はこれらの諸事情に対応した適切な処置を施し、積極的に問題の解決につとめることとする。

この年度は特に販売陣営の団結と権威ある行動が要請されるところであり、過当な競争を排除し、流通の合理化を推進し、また情報の収集、調査などを行ない需要と供給の調整を図り、適正な価格の位置づけに努力して、共存共栄の実をあげる存念である。

3. 関連団体、諸官庁との連絡と協調

当協会は製造業者と販売業者の協調、連絡を図ることは勿論、消費者および対官庁ぐるみの広い視野に立つて諸施策の実現化を常に掲げて来たが、部会活動の機能を根幹として外部団体、関係官庁などに自主的な働きかけを行ないたい。

も 7 年度においては食品衛生法の改正、新 J A S の推進に伴う表示問題等、さらに幾多の課題が提起されるものと見られ、缶詰表示問題連絡協議会などの場で意欲的、建設的に連絡、協調を進め缶詰業界の前進に資する考えである。

以上の事業計画をもととして年度内の作業編成をなし、適確、迅速なる処置を行ないたい。

〔第 4 号議案〕 昭和 47 年度会費賦課徴収方法の件

浅井議長から次のような意向が述べられた。

「どこの協会も経費増により会費を増額している。全缶協の職員は内販会解散により全缶協業務に専念するがその分が経費増となる。

しかし全缶協会費の増額は現状では考えていず、従って会費は前年同額と致したい。賦課徴収方法はこの総会が終了したら直ちに事務局から請求書

をお届けするので年間会費を年1回で一度にご納入願うことにしたい。
会費2万円のところが132社と多く、あと理事クラスは力があるので事務簡素化のため、前年同様今言った方法でお願いしたい。」

以上浅井議長の見解に対して、全員異議なく第4号議案を承認。

〔第5号議案〕 定款一部変更の件

浅井議長から次のような説明があつた。

「お手元に定款変更(案)があるが午前中の内販会総会で内販会解散を決定した。内販会は42年3月設立し5年間パイナップル安定に努め幸いにして会員各位の協力で輸入商社、問屋とも正常取引が出来るようになったが、沖縄の本土復帰により国内取引に変わり輸出組合は工業組合に、輸入協会はその指定商になるということとなつた。

内販会の立場からはいろんな議論はあるが、沖縄パイナップルはコスト高、一方グローバルパイナップルは割当の漸次増加あるいは自由化の道をたどりつつあり関税5.5%も順次引き下げといつた問題が当然出てくる。これらの諸情勢を勘案するとこの際輸入協会の要請を受け入れ内販会を解散したほうがよいということで内販会解散を決定した。しかし解散しつ放しではなく、ここでなんらかの連絡機関もないと本年度の沖縄パイナップルは大混乱に陥ると思うので全協にパイナップル部会を設けるということを4月の理事会に諮り部会設置を決定し同時に部会運営規定も承認。ただし定款変更してパイナップル部会は特別部会費を徴収することになつている。この部会では内販会のような引受けは当面やらないが当然パイナップル部会メンバーがパイナップルの取扱いをやつているので情報交換が一番重要でありそういう意味合いからパイナップル部会の設置を理事会で決定した。こうした事情に基づく定款変更である。定款第8条(加入)の項では従来加入金があつたがなかつた。このことについては当初加入金制度を設けて会の権威性を持たせてはとの議

論もあつたが全缶協はなるべく来るものは拒ばまないとの姿勢で創立当時
 会員は300社に達し現在までに100社以上が脱退。まだ2万円クラスの
 の会員はやめていくところが出ると思うが理事、部会員は全缶協の意義を
 認識しており、これらが問屋の動向を占うことになろう。従来部会費は徴
 収していないがパイン部会は特別部会費を3万円徴収しこれでパイン部会
 を賄う、当面は情報交換だが2〜3年後には割当問題が出てこよう。野放
 しのやり方では儲からない事態が出て来る。
 その時にパイン部会としてなんらかの方法をとらなければならない。この
 際全缶協として権威づけのため加入金をとり、その額はすでに3万円と理
 事会で決定しているが、この定款変更を承認いただきたい。」

〔定 款 変 更 (案) 〕

現 行	改 正 (案)
<p>(加 入)</p> <p>第8条 本協会の会員になろうとする者は会員2名の推薦を得て所定の申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない</p>	<p>(加 入)</p> <p>第8条 本協会の会員になろうとする者は、会員2名の推薦を得て所定の申込書に加入金を添え会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>2 <u>加入金の額は理事会において別に定める。</u></p> <p>3 <u>加入金は脱退の場合においても返還しないものとする。</u></p>

（ 部 会 ）	（ 部 会 ）
第 3 2 条	第 3 2 条
4 部会の数、名称、組織、 運営等に関する規定は、理 事会の承認を得て別に定め る。	4 部会の数、名称、組織、 運営、特別会費等に関する 規定は、理事会の承認を得 て別に定める

以上浅井議長の発言に対して全員異議なく第 5 号議案は原案通り承認。

〔第 6 号議案〕 昭和 47 年度収支予算承認の件

まず北田専務理事から昭和 47 年度収支予算（案）について報告を行なつたあと、浅井議長から次のような説明があつた。

「これは本年度事業活動に必要なとする予算であり、47 年度の会費を値上げしないで予算編成をするとこんなことになる。全缶協としては事業活動に支障がない限り節約し、予算を残しているが私はこれでよいと思う。収入の部で日缶協、賛助費充当分というのは全缶協は 41 年に設立したが日缶協はメーカーの協会にしたいので卸部会は外に出てくれということであつた。しかし日缶協賛助員として主だつた会社は賛助費 1 万円で賛助員に入っている。ところが本年度日缶協予算編成に当り体質改善を検討、会費値上げを決め、賛助費 1 万円を一率 3 万円にするということであり、私は日缶協顧問会で全缶協は賛助団体として加入しているが、この際全缶協の会員であつて日缶協賛助員になつているところは全員日缶協を脱退する旨発言した。ところで日缶協にとつては、財源問題があるのでこのメンバーのうちから 5 千円～1 万円の範囲内を値上げし、合計 3 5 5, 0 0 0 円分とこれに 1 4 5, 0 0 0 円を全缶協が加えて 5 0 万円を日缶協に賛助費として支払う。ただし、日缶協より全缶協に対しての賛助会費は徴収しない。

なお、従来箱大会などに協賛金を出していたが、こうしたことは一切断る。日缶協賛助費充当分として全缶協に納入する23社には従来通り日缶協が発刊している「缶詰旬報」、「缶詰時報」を無料で送付してもらうことにする。

本年度の全缶協賛助団体は日本製缶協会の1団体となりこの賛助会費は200万円である。全缶協は自主的な会とし、問屋の実力を反映させるため、自力でやつていく。予算もそういう考え方で組んでおり、この点特にご留意願いたい。宣伝費はことし大巾に減らしたが、缶詰共同宣伝が49年度まであと2年間継続され、年間2,500万円の予算で実施されるのでこれを有効に活用していくということでご理解願いたい。特に昭和47年度収支予算について、ご異議がなければ原案でまいるたいがいかがか。」以上浅井議長の意向に対して全員異議なく原案通り第6号議案を承認。

昭和47年度 収支予算

自昭和47年4月1日
至昭和48年3月31日

収 入 の 部

項 目	予 算 額	備 考
遊 越 金	1,808,237	
会 費	6,820,000	会 員 187社
賛 助 会 費	2,000,000	1団体
パイン部会費	690,000	23社
日缶協、 賛助費充当分	355,000	23社
そ の 他	200,000	入会金、銀行利息、その他
合 計	11,873,237	

支 出 の 部

項 目	予 算 額	備 考
1. 事業費	3,225,000	
① 旅 費	350,000	会長、副会長、専務理事、職員の出張旅費
② 会 議 費	800,000	総会、理事会、部会、懇談会などの会場費、 経費
③ 広 報 費	1,200,000	月報、議事録、定款など事業に伴う印刷費、 発送費他
④ 宣 伝 費	200,000	新聞広告料等
⑤ 交 際 費	150,000	会長、副会長、専務理事、職員の対外折衝 に伴う費用
⑥ 賛助費会費	525,000	日本缶詰協会賛助費、全国食品缶詰公正取 引協議会会費
2. 事務費	8,570,000	
① 人 件 費	5,900,000	役職員の給与、賞与、手当
② 退職積立金	500,000	年間給与の10分の1以上
③ 借 室 費	780,000	12カ月分の家賃（光熱費を含む）
④ 什器備品費	30,000	什器、備品
⑤ 電 話 料	200,000	電話、電報、その他
⑥ 交 通 費	200,000	役職員の通勤手当、都内交通費
⑦ 図 書 費	120,000	年鑑、新聞、専門書、その他
⑧ 消 耗 費	150,000	事務用品、日用雑貨、その他
⑨ 厚 生 費	450,000	職員の保険料、保健衛生費、その他弔慰金等
⑩ 諸 雑 費	150,000	修繕費、その他、雑費
3. 予 備 費	78,237	
合 計	11,873,237	

（注） 但し、上記の款項目流用は認めます。

〔第7号議案〕 任期満了に伴う役員改選の件

浅井議長から次のような発言があつた。

「役員は任期は2年になつており、また各部会の部会員、顧問も本年が改選期にあたる。役員はこの総会で決定し、理事の互選により正副会長を決めるといふ定款の定めがあり卒直にこの席で役員選出方法についてご発言願いたい。理事会では特に変えるという材料もなく理事は全員留任、正副会長専務理事も留任するとの方針を決めており、従つてここで選考委員などと格好をつけるのもおかしいので、理事会の決定通りでよいかお諮りしたい。」

以上浅井議長の発言に対して全員異議なく理事会方針通り第7号議案を承認。

北田専務理事から次のように理事、監事ならびに正副会長を発表した。

種別	氏名	会社名および役職
会長	浅井二郎	北洋商事株式会社 取締役社長
副会長	中山良助	株式会社 サンヨー堂副社長
副会長	野田喜三郎	野田喜商事株式会社 取締役社長
専務理事	北田久雄	全国缶詰問屋協会
理事	笹田 佐左衛門	株式会社 小網 取締役社長
理事	竹内治雄	国分株式会社 営業本部長
理事	中川 赴	明治製菓株式会社 取締役社長
理事	杉谷 隈男	株式会社 明治屋 常務取締役
理事	林 定祐	住商フーズ株式会社 取締役社長
理事	米田 繁三	野崎産業株式会社 取締役社長

理 事	岡 崎 賢 吉	三井物産株式会社 食品部長
理 事	豊 田 貞 次	株式会社 古屋商店 代表取締役
理 事	佐 藤 良 嶺	株式会社 メイカン 取締役社長
理 事	北 村 伝 司	株式会社 北村商店 取締役社長
理 事	森 下 裕	株式会社 梅 沢 取締役会長
理 事	大 橋 庄三郎	大橋株式会社 取締役社長
理 事	伊 藤 勇	株式会社 長井藤商店 代表取締役
理 事	今 井 重太郎	松下鈴木株式会社 取締役社長
理 事	森 際 幸 夫	株式会社 祭 原 取締役社長
理 事	加 藤 弥三二	加藤産業株式会社 取締役社長
監 事	萩 原 弥 重	株式会社 矢口屋商会 代表取締役
監 事	伊 藤 栄 蔵	株式会社 ヤマムロ 取締役社長

以上役員は22名で、松下鈴木㈱東京支社長鈴木崇氏、㈱吉川商店会長西出忠義氏の両氏は理事からおり役員は2名減となった。

引続いて浅井議長から次のような会長就任挨拶があつた。

「本定時総会で創立総会を含めると7回目にあたり、私が会長を勤めて7年目になる。問屋は流通革新に伴う合理化を進めなければならず、当然問屋は合理化出来る力を持つている。しかし、そういうながら問屋は無茶な競争をしているのが現状である。われわれは適正利潤を堂々と勝ち取るべく団結してやつてまいりたい。難しいことであるが、一步一步近づくことであろう。特に食品業界の一つの団体として一番まとまつているのが全缶協であり、この団体で一つの間屋パワーをつくりメーカーの面につないでいきたい。これが47年度の会長としての仕事であろうと考えるので、今後とも一層、会員各位の協力をお願いして挨拶をいたしたい。」

〔第8号議案〕 そ の 他

缶詰共同宣伝事業の一環として「'72缶詰フェア東京」の実施計画について中山副会長から次のような報告を行なった。

「浅井会長から全缶協出向というかたちで私が実行委員長をお引受けした。日缶協、全缶協、製缶協、東京食品同業会の4団体共催で5月29日、30日の両日、都立産業会館4階を会場として'72缶詰フェア東京を開催する。昨年の経険があるといつても素人の集まりであり、実行委員20社で役割りを決めいろいろ苦勞して計画をねり準備作業を進めている。現在参加店は58社で共同宣伝予算から150万円と参加店各社から8万円、合計330万円の予算である。この他にお土産として各社2万円相当の無償提供と労力の協力を願っているがなんといつても観客動員が問題であり、招待券は有効に配布しているが、場所がよいといえないのでこの席を借りてご吹聴いただくようご協力を願いたい。なお、お気づきの点があれば事務局までお知らせいただき'72缶詰フェア東京を成功させたい。」

以上で本定時総会の全議案の審議を終了する。

— 15.00時終了 —

昭和47年5月18日

議 長 浅 井 二 郎

署名人 小 穴 重 忠

署名人 須 貝 真 吾

(第6回) 缶詰表示問題 連絡協議会

日 時	昭和47年5月11日	13.30～16.00時
場 所	北洋商事(株)	7階会議室
協議内容	(1) 果実かん詰の表示に関する問題点の農林省見解についての検討 (2) 公正競争規約とJASおよび一括表示の相違点の検討 (3) その他	
出席	日本缶詰協会	平野孝三郎氏
	〃	渡辺麟太郎氏
	日本缶詰検査協会	大内山静雄氏
	日本農産缶詰工業組合	山内正雄氏
	日本蜜柑缶詰工業組合	村上延衛氏
	日本果汁農協連	川原均氏
	日本製缶協会	山崎力氏
	東洋製缶(株)	中沢冲氏
	大和製缶(株)	佐藤亮氏
	北海製缶(株)	稲毛仁氏
	(株)サンヨ一堂	多田義朗氏
	三井物産(株)	坂下長作氏
	北洋商事(株)	大泉修氏
	全国缶詰問屋協会	北田久雄氏
	〃	中沢和雄

※ 協議会の概要

本連絡協議会は全缶協の当番により北田専務理事が進行役となり協議に入った

がまず過日、日岳協平野常務理事、農産缶工組山内専務理事の両氏が農林省消費経済課松月規格専門官に面談し、果実かん詰の表示に関する問題点について質問を行ない農林省の見解を聞いており、別添資料「果実かん詰の表示に関する問題点と農林省の見解」をもとにまず平野常務理事から次のような説明を得た。

「先日、松月規格専門官に問題点のメモを用意し、農林省の見解を聞いた。農林省として積極的に意見を述べることを避けているように見受けられたがともかく果実缶詰の表示を総ざらいモデルをつくりそこから問題点を指摘し時間をかけてやっていくとのオフィシャルでなく非公式の見解である。

1. 糖度の低い製品の取扱い

糖度13%の表示をどうするかといった問題に対する質問である。

国際規格では

C O D E X	糖度	エキストラライトシラップ	10°
		ライト	14°
		ヘビー	18°
		エキストラヘビー	22°

と一応すべての果実缶に共通の糖度を設け種類を問わず一率の表示を行なわせるとの規格である。国によつては4段階つくる必要がなく、品種によつて糖度を遠えるべきだとの修正意見が出ているが、6月12日ワシントンで開かれる国際食品規格委員会でカナダ、アメリカが4段階を強硬主張し押し切る可能性が高い。農林省もこれで決定するとの前提に立ち、将来は4段階にわけて表示することになるが現時点では「桜桃シラップづけ(糖度13%)」の表示はやむを得ないといっている。この4段階の表示については消費者に対するPRを業界側で十分努力してほしいとの農林省の希望であつた。

2. フルーツサラダ、フルーツみつ豆にシラツフづけと表示する 必要について

フルーツサラダ、フルーツみつ豆にシラツフづけと表示する必要はなく、
当分の間は「フルーツサラダ」「フルーツみつ豆」でよい。

3. 品種名の表示について

現行では、標準品種については表示しておらず公正規約でもこのように規定しているが農林省の基本的考えは標準品も当然表示するということであり、ブドウの巨峰、ネオマスカット、洋ナシのラフランス、パートレット
というようにすべての果実缶詰の品種名を表示させようということである。ただしミカンの早生、中手、モモの早生、大久保はいまのところ考えていないということである。以上の事項はたまたま洋ナシの問題があつたのでこれに関連して質問を行なつたので、「洋ナシ(ラフランス)」のように品名に併記することによつてされた。必要表示事項として特掲しない理由として特定の品目だけであることを述べた。

4. 形状用語について

ミカンのブロークンに対して標準品のサイズを「ホール」というように標準品についても表示してくれということである。同様に「割びわ」「丸あんず」というように表示することについてはこれは「ホール」でも「丸あんず」でもよく特に用語にはこだわらず慣行上使用してきたものは差支えない。

5. 原材料の表示方法について

これは公正競争規約で配合割合は少なくとも経済価値の高いものから順に書いてよいことになつており、例えば牛肉野菜煮の場合など肉を先に書いて

ていたが今後は国際規格の一般表示基準にならい配合割合の多いものの順に書く方向にある。グループ別に見て多いものの順に記載することは差支えなからうとされた。例えばフルーツみつ豆で寒天、果実（多いもの順）、赤えんどう

2) クエン酸は「酸味料」と包括的な名称にしてほしいということである。

これは農林省に添加物専門委員会を設置。学識経験者、消費者代表を加えて検討を行ない、その議事録にまとめているが添加物については原則的に包括的な名称を書くことに決めているので、化学的名称がクエン酸であつても今後改版の機会には「酸味料」とした方がよいと思う。

3) 配合割合について

原材料のなかに合わせて表示するという案を持っていたが配合割合という項目をもうけてほしいということである。

4) 2種以上の添加物の表示は「合成〇〇料、合成〇〇剤添加」というように一つ一つ合成とつけて最後に添加という表示にする。

6. 内容個数について

現在、桜桃に個数の表示は義務づけておらず個数表示はしていないが今後桜桃、みかんについて個数表示を義務づける考えであり、L大、M中、S小という表現で記載することになる。

7. 活字の大きさについて

8Pゴシックを原則とするが小型かんの場合は現物により表示見本を見せてほしいということであつた。

以上概略を申しあげたがこれが松月担当官の非公式の見解である。」

この平野常務理事の説明に対して全部一括表示と関連する事項であり、以上説明のあつた7項目について意見交換を行なつた。

〔糖度について〕

製缶協会から桜桃の糖度表示について13%を一括表示からはずしているところもあるので承知してほしいとの発言あり、また農産缶工組からことしも桜桃は13%を表示しようとなつたが来年問屋の意向で14%がよいとなれば14%表示もあり得よう。

引続いて蜜柑缶工組からみかんの場合は業務用(2号缶以上)ブローケン、ジュース用だけに16%未満の糖度を認めており、表示は13%としている。

国際規格のCODEX 4段階の表示は、まだいちご、もも、パインアップルの3つしか勧告されていない実状で国際規格の4段階の実施は相当先になろう。農林省がこの4段階を特に取りあげている理由がわからないとの意見もあり、糖度表示は業界で申し合わせた品目に限るとし、従つて差しあたり桜桃缶詰に限定することになつた。

〔内容個数の表示について〕

内容個数について現在JASで表示を義務づけている果実缶はもも、洋ナシの2品目であり、これは当然一括表示のなかに書くことを要求されるであろう。そのへんの松月専門官の見解も今後は内容個数についてJAS改正を行ない、義務づけたいとしており、そうなれば「必要表示事項」ということになる。蜜柑缶工組にはJAS変更に伴う表示に関して一つのモデルをつくつてもつて来てほしいといつてきており、L、M、Sだけでは駄目で缶のどこに表示してある「L・M・S」かの説明文を入れなくてはいけないということであり、みかん缶詰はこの程度の表示はしなくてはならなくなると思われる。

その場合の一括表示欄に表現する文案について検討したところ次のように

3行は必要とされた。

- ① 内容個数 缶マークの上段の末尾の記号でLは大粒、Mは中粒、Sは小粒を示します。

(3 4文字)

- ② 個数・缶マーク(上段) M O Y L …………… 大

M O Y M …………… 中

M O Y S …………… 小

- ③ 缶マーク M O Y L (大)

(上段) M O Y M (中)

の説明 M O Y S (小)

しかし、この表現ではなめこ、アスパラガス缶詰といった品種は一括表示欄に書くことはとても無理で別に説明する以外に方法はないので、一括表示欄には、内容個数、記号の説明を右下に記載といった表現にしたらよいの意見があり、またJ A S規格が改正されれば品名記号は必要でなくなるが習慣上この記号はみなやるのではないかとの見解であった。

いづれにしても内容個数の表示については回を重ねて検討していくことになった。

[桜桃、びわおよびあんずかん詰の一括表示について]

農産缶工組では新物生産期を迎えようとしている桜桃あんず、びわおよびもも(既に申し合わせ済み)について暫定的に次のように一括表示方法をとることを申し合わせ、関係組合にその旨を通知したが業界としてもこれにならつた表示方法でいくことでよからうとの本協議会での意向であった。

○ 桜 桃

品名	桜桃シラップづけ(糖度18%)
原材料名	桜桃、砂糖、ぶどう糖、酸味料合成着色料添加
固形量	190g
内容総量	812g
製造年月日	ふたに略号にて記載
製造者	
使用上の注意	カンをあけると、空気にふれて内面が酸化しますので、必ずガラスなどの容器に移しかえて下さい。

(注)(1) 糖度18%以上のものは糖度の表示を必要としない。

※ (糖度18%)は一括表示からはずしたところもある。

(2) 合成〇〇料添加と表示する場合は「クエン酸」は酸味料と表示する。

(3) 「枝付」は一括表示の枠内では表示しないこととする。

○ び わ

品名	びわシラップづけ
形状	2つ割
原材料名	びわ、砂糖、クエン酸
固形量	250g
内容総量	425g
製造年月日	ふたに略号にて記載
製造者	
使用上の注意	

(注) 形状の示し方として

(1) 全形のものはずべて「ホール」に統一する。

(2) 2つ割の場合は「割びわ」でも可。

○ あんず

品名	あんずシラップづけ
形状	丸あんず
原材料名	あんず、砂糖、ぶどう糖
固形量	200g
内容総量	425g
製造年月日	ふたに略号にて記載
製造者	
使用上の注意	

(注)(1) 形状の「丸あんず」は「ホール」でも可。

(2) 形状の「2つ割」の場合はそのまま「2つ割」。

(3) 皮つきの場合は、品名をあんずシラップづけ(皮つき)とすること。

全缶協から今後のJAS改正にはその該当の組合で十分検討し(案)をつくり業界で意志統一したうえで農林省に要望するようお願いしたい。

〔公正競争規約とJASの相違点等について検討〕

現在、厚生省、農林省、公取委の3つの役所によつてそれぞれ表示について制約を受けている。

消費者団体も食品行政一体化を要望しており、すぐには解決はしないが業界もこの運動を展開していつたらどうかとの意見がある。食品衛生法は特

殊といえるが表示に関して農林省、公取委は同じ表示内容のものといえる。しかし、われわれはこの2つが一致していないため大きな迷惑を受けている。業界にとっては農林省の方が影響が大きいので公正規約をこれに合わせて改正する必要がある、この改正が可能かどうか大きな問題点である。農林省はいずれ全品目に品質表示基準を設定し一括表示をすることは、既定の事実であろう。その場合に公正競争規約の主要部分の変更が必要となるし、現在市場に出回っているデザインの多くは片面は英文、もう一つの面は邦文で2面の表示をしており、一括表示によつてどちらか一方をつぶすとなると英文を生かしたいということが全産業にいえることだと思ふ。ところが公正競争規約では邦文をもつて表示することになっており、この点をブランドオーナーに聞いて見る必要がある。農林省の一括表示に品名を記入すれば主要部分には品名を書く必要がないとの解釈であるが、公取委としても主要部分から品名をはずすということは納得しないであろう。いずれにしても業界としてJ A S、公正競争規約と完全に一致するよう要望していかなければならないとの結論となり、今後農林省、公取委に折衝していこうということになった。

〔公正競争規約施行規則の変更(案)検討〕

公正規約の変更については公正取引協議会の常任理事会で審議し総会に諮り決定する内容であるが本協議会に一応参考として提示され、変更される個所についての(案)の説明があつた。しかしこれはなお検討を要する項目があるため各関係組合でさらに検討しようということになった。

またえのき茸しよう油づけ表示基準を長野県缶詰協会からの要請があり、公正規約のなかに折り込む(案)について説明があつた。

〔(第7回)缶詰表示問題連絡協議会開催について〕

今回の連絡協議会は製缶協会の当番に当り一応開催予定としては

4 7年5月26日頃 日本製缶協会会議室

内容 J A S と公正規約の相違点について現状の問題を検討。その他。

果実かん詰の表示に関する問題点と 農林省の見解

1. 糖度の低い製品の取扱い

国際食品規格の受諾に伴ない、J A S も改正される予定であるので、現時点では暫定的に品名に糖度を併記することとする。

C O D X	糖 度	ライト	シラップ	1 0°
		エキストラライト	"	1 4°
		ヘビー	"	1 8°
		エキストラヘビー	"	2 2°

〔表示例〕 桜桃シラップづけ(糖度13%)

なお、上記4段階の表示について消費者に対するP Rの方法を検討する必要がある。

2. フルーツサラダ、フルーツみつ豆にシラップづけと表示する必要があるか？

いずれは一般果実かん詰と同様に表示を検討する必要もあろうが、現時点では必要はないのではないか。

3. 品種名の表示について

現行では、標準品種については表示していないが、今後は表示するように規定したい。

“特定の品目だけであるので、品名に併記することとしたい”との申入れに対し、必要表示事項として特掲しない理由を明確にしてほしい。

4. 形状用語について

標準品、例えばミカンの「ホール」についても必ず表示することに規定したい。

ただし、用語にはこだわらない。したがって商慣行で、たとえば、「丸あんず」、「割びわ」の表示もさしつかえない。

5. 原材料の表示方法について

1) グループ別に見て多いものの順に記載する。

〔表示例〕 フルーツみつ豆

寒天、果実(多いもの順)、赤えんどう

2) クエン酸は「酸味料」と包括的な名称にしてほしい。

3) 配合割合は原材料名とは別個に表示する。

4) 2種以上の添加物の表示は、「合成〇〇料、合成〇〇剤添加」のように記載する。

6. 内容個数の表示について

桜桃、みかんについては、具体的な粒数でなく大、中、小と記載する。

7. 活字の大きさについて

8Pゴシックを原則とするが、小型かんの場合止むを得ない時は6Pゴシックとする。ただし実物見本を提示してほしい。

えのき茸壺詰の固形量について

日 時 昭和47年5月15日 13.30～15.30時

場 所 日本缶詰検査協会

内 容 えのき茸壺詰の固形量に関する件

出席	日本缶詰検査協会	鈴木輝男氏
	”	吉田弘司氏
	日本缶詰協会	平野孝三郎氏
	”	渡辺麟太郎氏
	全国缶詰問屋協会	多田義朗氏
	”	北田久雄氏
	長野県缶詰協会	黒田 氏
	”	中島富衛氏
	”	黒岩計雄氏

※ 打合会の概要

去る3月29日、全国食品缶詰公正取引協議会では55点にのぼるなめ茸ビン詰のリサーチを行なったが、27点が不合格という状態で、特に固形量がまちまちである点が強く指摘された。

また小売価格についても同じ200g入りで80円から200円と大きな開きがあり、原料の使用如何によつては過当競争にもなりかねない。

現在このなめ茸塩詰として販売されているものは70ブランドを越えており、最近では「特選」表示も乱用されている。

しかし表示の規定はなめ茸にあつては総量のみでよいことになつているため、品質的価値を高めるためにはどうしても固形量の表示を義務づけることが必要とされ、それには公正競争規約の中に入りたい込むのが一番妥当であるとの業界意向が強く、このリサーチによつて長野県側の業者を中心に検討が進められてきた。そして4月に入つてはじめてサンプリングが造られ、これを土台として内容固形量について協議、その結果、長野県缶詰協会側としては

- (1) 固形量は68%を最低線としかつその旨が表示してあることとしたい。(J A S規格の内規としては現行70%以上とされている。)

(2) 合成、天然の糊料はともに使用しない。

以上の2点をメーカー側の申合せとして統一して参りたいとの要望により、サンプルの現物をもとに打合せを行なった。

☆

☆

☆

問題点としては固形量が63%を最低とすることでよいかどうか。公正競争規約に盛り込めば当然固形量の表示義務が生ずるが、同じ固形量で糊料を使用したものと使用しないものとは見た目には、どうしても糊料を使用したものの方が見栄えがよく、検査の見方自体も改められなければならないという問題もある。

いずれにしても全国食品缶詰公正取引協議会の総会は来る5月24日となっており、その前に販売業者としての全缶協側がどのような意向であるか、是非協力してもらい意味で改めてサンプリングをもとに全缶協内部においてご検討願いたいということであつた。この件につき全缶協側では一応在京の蔬菜部会員、規格部会員の代表者を中心に近日中に糊料無添加品のサンプルをもとに打合せする旨、意向を伝えた。

固形量比較について

(製造47.4.6 分析47.4.15~17)

1. 1.2級混合

	J A S				長野県方式				
	1	2	3	平均	1	2	3	4	平均
A-4	73.1	75.3	74.3	74.2	44.7	46.0	46.0	43.3	45.0
5	68.8	66.5	70.0	68.4	41.3	42.7	41.7	41.7	41.9
6	64.6	61.6	—	63.1	40.7	41.0	40.0	38.0	39.9

7	59.2	61.7	—	60.5	37.7	39.7	39.3	37.7	38.6
8	55.4	58.4	—	56.9	36.3	34.3	35.3	33.0	34.7
9	53.8	56.4	—	55.1	34.7	32.0	30.7	35.3	33.2

2. 3 級

	J A S				長野県方式					糖度
	1	2	3	平均	1	2	3	4	平均	
B - 4	75.3	76.0	77.4	76.2	48.7	51.7	48.0	48.0	49.1	28.8
5	70.6	72.8	70.5	71.3	44.7	48.0	43.7	43.3	43.7	25.8
6	66.3	69.5	66.9	67.6	44.3	42.0	43.3	42.7	43.1	24.4
7	63.4	58.9	—	61.2	39.7	40.3	38.3	36.7	38.8	22.8
8	62.4	53.8	—	60.6	36.3	40.0	36.7	36.0	37.3	21.7
9	55.3	56.1	—	55.7	33.3	32.0	35.3	36.0	34.2	20.4

3. 糊料使用市販品

	歩留り	J A S					長野県方式					糖度
		1	2	3	4	平均	1	2	3	4	平均	
J A S 特 選	12%	842	834	839	820	834	569	540	533	543	542	290
な ぬ 茸	18%	602	625	611	616	614	363	383	390	393	382	240
な ぬ 茸	23%	477	477	473	483	479	307	310	340	330	322	208

えのき茸壘詰の固形量についての 開壘研究会

日 時 昭和47年5月23日 10.00～11.30時

場 所 北洋商事㈱7階会議室

内 容 えのき茸壘詰の固形量について
全缶協在京メンバーによる意見交換

出 席 日本缶詰協会 平野孝三郎氏
㈱サンヨー堂 多田義朗氏
野崎産業㈱ 上滝雅三氏
㈱明治屋 高崎康二氏
国分 ㈱ 安田銀次郎氏
住商フーズ㈱ 金沢芳雄氏
北洋商事㈱ 三戸正義氏
全国缶詰問屋協会 北田久雄氏

※ 研究会の概要

長野県缶詰協会から、えのき茸壘詰の品質向上と過当競争の防止のため固形量の規定を公正競争規約のなかに盛り込みたいとの要望があり、去る5月15日日本缶詰検査協会にて検査協会、日缶協、全缶協、長野缶協の4団体が立会い、リサーチを開催したが実際に販売している側の全缶協としてさらに内部的に検討することになり本研究会開催となつた。

開壘は5月15日と同じ製品で1.2級原料によるA-4～A-9、3級原料によるB-4～B-9の計12壘と参考品として糊料使用の1壘を開壘し、計器による検査は5月15日の時に行ないデーターがでているので視覚によりそ

それぞれ比較検討を行なった。

☆

☆

☆

えのき茸詰は3年前には100万函以下であつたが現在では150万函の商品となつている。ブランドの数が多くお土産屋から佃煮屋まであり、問屋も4種類位のブランドを扱つている。値段も高い物と安い物とでは倍違りが味についてはあまり違がわず、大衆化してきており、大衆商品を残しておく必要もあり、パツカー側からいつても大衆品をつくらないということは採算面からいつて難しいことになるのではないか。しかし消費者に誤つた見方をされてはいけないので、規格が出来れば規格品と規格外とはつきり見分がつくような表示をしなければならぬ。また糊料を使用しないとの方向に対しては従来の糊料を使用した製品に比べ見劣りするが今後は糊料をいつさい使わないということと統一すれば問題はなかるうとの見解もあつた。

☆

☆

☆

いずれにしても公正規約のなかに盛り込むということはまだ十分に検討を要することであり5月24日の全国食品缶詰公正取引協議会総会には経過報告にともども関係者間で煮詰めを行ない一つの基準を決めていくことになつた。

全国食品缶詰公正取引協議会理事会・総会

- 日 時 昭和47年5月24日 1600～1700時
- 場 所 東京ステーションホテル
- 議 案 1. 昭和46年度事業報告に関する件

2. 昭和46年度収支決算ならびに財産目録に関する件
3. 昭和47年度事業計画に関する件
4. 昭和47年度収支予算ならびに会費の額および徴収方法に関する件
5. 規則一部変更に関する件
6. 委員会規程一部改正の件
7. 会員加入承認の件
8. 一般情勢報告

☆

☆

☆

西村健次郎氏が議長となり、時間的都合により理事会、総会を同時開催した。

1～8号議案についてはすべて原案通り承認したが、2号議案において堀口監事は地方協議会の進行が遅れている旨の指摘があり、また3号議案については会費は前年同額で年2回に分け徴収することに決定。5号議案は、下記の通り改正されることになった。

公正競争規約・施行規則（第3号） 一部変更（案）

47, 5, 24

全国食品缶詰公正取引協議会

1. (原材料の種類名)

第7条4)の一部変更

旧 規 定	新 規 定
<p>原材料の種類名を多いものの順に示すほか、<u>一般的に経済価値の高いものの順に示すことができる。</u>ただし、異質の原材料を配合した場合は、同種類ごとにグループ別に示し、グループ内の種類については、多いものの順に示すこと。……………</p>	<p>原材料の種類名を多いものの順に示すほか、異質の原材料を配合した場合は、同種類ごとにグループ別に示し、グループ内の種類については、多いものの順に示すこと。 ……………</p>

2. (内容量)

第9条1)の一部変更

日本農林規格で内容量の基準の定められた食品かん詰については、それらの基準にしたがつて標示すること。ただし、パインアップルかん詰にあつては、琉球政府の定める琉球物産検査所検査規格にもとづく基準により標示すること。のただし書きを削除する。

3. 別表8形状の基準の一部変更

同表中次のとおり基準を改める。

旧 基 準		新 基 準	
品 目	基 準	品 目	基 準
パインアップル	……6ツ割のものにあつては、「チビット(6ツ割)」……………	パインアップル	……6ツ割などのものにあつては、「チビット(扇状片)」……………

4. 別表 6 内容個数の一部変更

同表に次の規定を追加する。

品 名	基 準
もも・洋なし	2ツ割にあつては、内容個数を表わす記号 L・M・S およびその内容個数を示すこと。
パイナップル	スライスにあつては、内容個数を示すこと。

なお、えのき茸については長野県のメーカー側より、内容固形量の表示を公正競争規約で義務づけたいとの要請があり、この件につき平野孝三郎氏の経過説明がなされた。しかし固形量を長野案の68%にし、糊料を使用しない方向がよいかどうかはまだ十分検討して見る余地があるとされ、関係団体間でさらに慎重に協議したうえで11月ごろをめどに結論を出し、委任状総会によつて改正することが議決された。

6号議案については委員会規程の第3条で委員の数が10人以上20人以内となつていたものを「委員5人以上20人以内」に改めた。この理由としては、10月1日から不当表示、過大な景品等の取締りに関し47都道府県の知事が指揮監督権が委譲されることになるため地方において委員が10人以上となるとメンバー構成が困難であろうとされたことによる。

その他については、現行規約では広告等に関しその規制が明確化されたいが、これを近く他の業種の協議会同様、条文化するよう作業を進めることになつた。なお公取委の不当表示、過大景品等の取締り業務の一部権限が都道府県知事に委譲されることにつき公取委の渡辺技官は5月12日衆議院で可決し、本24日参議院を通過成立、10月1日から発足する旨説明があつた。

缶詰共同宣伝

’72 缶詰フェア東京成功裡に終了

東京地区の缶詰フェアは昨年に引続いてことしは第2回目となり全缶協副会長中山良助氏を実行委員長に、実行委員20社がそれぞれ（会場、催物、観客動員、土産、即売）の役割りを担当して実施計画を練り作業を進めた。

ことしのメインテーマは『台^{キッチン}所からレジヤーマであなたの生活展』として日缶協副会長西村健次郎氏のテープカットにより開幕。下記のように開催されたが予想を大巾に上廻る来場者で賑い成功裡に終了した。

- 日 時 昭和47年5月29日(月)、30日(火)
入 場 10.00～17.00時
場 所 都立産業会館4階（千代田区大手町）
共 催 日本缶詰協会、全国缶詰問屋協会、日本製缶協会、東京都食品卸
同業会

〔実行委員〕

- 委 員 長 中山良助全缶協副会長（株）サンヨー堂 副社長）
会 場 係 横浜口屋商会、清水食品(株)、日魯漁業(株)、日本冷蔵(株)、
日本缶詰協会。
催 物 係 日本水産(株)、日東食品製造(株)、東洋製缶(株)、日本農産缶詰
工業組合、日本製缶協会。
観客動員係 国分(株)、三井物産(株)、(株)極洋、清水水産(株)、日本缶詰協会。
資料土産係 大洋漁業(株)、明治製菓(株)、関東缶詰食品(株)、北洋商事(株)

全国缶詰問屋協会。

即売係 森永製菓機、はごろも缶詰機、機明治屋、機サンヨー堂、
東京都食品卸同業会。

〔主な案内先〕

食物関係の大学・短大・栄養学校・消費者団体・調理師関係・一般消費者
等を中心に約4万名を対象に呼びかけている。

〔出展会社名〕

東洋製缶機機 矢口屋商會 伊藤忠商事機
機新考社 はごろも缶詰機 習志野缶詰機
機大 晋機 サンヨー堂 萬国貿易機
エム・シー食品機 日清製油機 国際通産機
日魯漁業機 クレードル興農機 清水水産機
関 分機 ポツカレモン機 三井物産機
関東缶詰食品機 機 不二家 大洋漁業機
機明治屋ほてい缶詰機 機酒悦
味の素機 清水食品機 雪印アンデス食品機
機鎌倉ハム富岡商會 日魯ハイツ機 ブルドックソース機
岩手缶詰機 明治製菓機 機極洋
ハウス食品工業機 ホクレン農業協同組合連合會機 ジェー・ガーバー商會
野崎産業機 宝幸商事機 住商フーズ機
北洋商事機 キツコーマン醤油機 仁丹食品機
森永製菓機 長野缶詰興業機 機鶴見商店
松下・鈴木機 カゴメ機 チキンソース機
日本冷蔵機 日東食品製造機 ストール缶詰機

☆

☆

☆

〔来場者数〕

29日	30日	計
3,287名	4,990名	8,277名

〔即売金額〕

25万円	33万円	58万円
------	------	------

〔お土産数〕

2,200袋	3,500袋	5,700袋
--------	--------	--------

東北地区「缶詰フェア」開催日程

東北地区「缶詰フェア」開催について4月27日宮城県缶詰協会および、宮城県食品卸同業会と合同協議会を開催、次の要領で開催することを決定し、5月下旬実行委員会を開催し具体策などについて打合せることになった。

日時 昭和47年8月19日(土)、20日(日)

入場 10.00～16.00時

場所 ブラザー仙台ビル4階大ホール

仙台市一番町2～3～10

〔開催方式〕

- 46年同様展示出品社を勧誘協賛社による缶詰の展示、開衍、試飲、試食
- 入場者全員を対象にスピードくじ実施
- 招待者に缶詰中心の土産進呈
- 缶詰パネル展示等

〔実施母体〕

宮城食品卸同業会が主体となり、東北各県缶詰協会が協力する。

九州地区「缶詰フェア」実施計画

九州地区缶詰フェア開催について九州地区製販関係者が参集して4月25日第1回打合会、5月12日第2回打合会を開催し、次の基本事項を決定した。

1. 昨年は予想以上の成果を挙げたので、本年はより盛大に、より実質効果を挙げるべく是非開催する。
2. 時期は7月初旬をねらう。
3. 場所は博多大丸(昨年と同じ)にて開く。
4. 出品者勧誘は実行委員分担で30社以上確保する。(出品者は約39社の協力を得られる。)
5. 出品者1コマ3万円とおみやげ品として1社缶詰10C/S提供。
6. 即売をする。
7. 料理講習を併設する。

サンケイかん詰料理教室

6月8日～14日 関西地区

月日	時 間	会 場 名	住 所
6/ 8 (木)	13.30～15.30時	佐寺農協 2階会議室	吹田市佐寺
6/ 9 (金)	"	幸福相互銀行枚方支店	京阪枚方駅前
6/10 (土)	"	狭山第1公民館	狭山ニュータウン
6/12 (月)	"	松ヶ丘ビル3階ホール	明石市松ヶ丘2丁目
6/13 (火)	"	明石デパート4階	明石市錦江町明石駅前
6/14 (水)	"	岡方会館	神戸市兵庫区小物屋町

6月9日～17日 東京・東北地区

月日	時 間	会 場 名	住 所
6/ 9 (金)	13.30～15.30時	品川信用組合世田谷支店	世田谷区駒沢3-22-1
6/10 (土)	"	相模原信用組合大和支店	大和市鶴間1-31
6/16 (金)	"	光洋会館2階会議室	青森市沖館干刈
6/17 (土)	"	八戸市商工会議所6階ホール	八戸市番町

中小企業者等の機械の特別償却 (租特法第45の2)について

中小企業用合理化機械についての特別償却制度が4月15日付公布により法律、

政省令が以下の要綱に改正された。

1. 償却限度額

初年度は普通償却限度額と特別償却限度額（取得価額の $\frac{1}{5}$ 相当金額）の合計額を償却限度額とする。

2. 適用期間

47年4月1日から49年3月31日までに取得したものを。

3. 対 象

資本金1億円以下の法人または資本金を有しない法人のうち、従業員1,000人以下の法人（ただし、出資金額の $\frac{1}{2}$ 以上を同一の大規模法人の所有しているもの等を除く。）

4. 対象業種

製造業、建設業（以上法律）

農業、林業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、港湾運送業、倉庫業、ガス業（以上政令）

小売業（食堂、洗たく業、理容業、自動車整備業、映画業等）（以上省令）

5. 対 象

一台または一基の取得価額が50万円以上の機械及び装置

※ 機械装置とは減価償却資産の耐用年数等に関する省令の別表2（別表第8の一部を含む）に掲げる機械装置をいい、別表第1に掲げるものは含まず、（例えば、構築物〔サイロ等〕、車輛及び運搬具〔トラクター、フォークリフト等〕、器具及び備品〔冷蔵庫、ストッカー、度量衡器等〕

機械装置とはいわない。

関 係 団 体 報 知

〔 農産缶工組、マツシユルームかん詰の J A S 設定に関して要望書 〕

日本農産缶工組では 5 月 1 3 日付理事長矢住清亮氏名で、農林省農林経済局企業流通部消費経済課課長市川博昭殿宛に次の内容の文書を提出した。

マツシユルームかん詰の日本農林規格設定に関しお願いの件

拝啓 愈々ご滑祥の程お慶び申し上げます。

陳 者

農産かん詰の振興に関しては、平素より格別なるご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

マツシユルームかん詰の国内需要も家庭用および業務用として広く消費されておりますが、従来の日本農林規格に定められている缶型の外に、下記缶型の製造が需要者より要望がありますので日本農林規格の設定について、特段のご詮議を賜わりますようお願い申し上げます。

敬 具

記

小型 2 号缶	固形量	5 0 ㊦
1 号 缶	"	1,9 3 0 ㊦

以 上

〔 電話番号変更 〕

※ 青旗缶詰(株) (広島県竹原市忠海町 4, 3 9 5) では、5 月 1 8 日より電

話交換台を廃止し各部へそれぞれ単独電話を設置することになり各部次の番号となつた。

総務部	竹原	(08462)	6-0111
"	"	"	6-0112
事業部	"	"	6-0587
"	"	"	6-0623
技術開発部	"	"	6-0113
"	"	"	6-0114
業務部	"	"	6-0115
社長直通	"	"	6-0613
本社工場	"	"	6-0586

〔役員人事〕

※ 本州製缶(株) (代表取締役柏村茂氏) では 5月24日開催の株主総会において次の通り役員が選任、それぞれ就任した。

代表取締役		柏村茂氏
常務取締役	本社総務部長	加藤長次氏
常務取締役	{ 本社営業部長 本社資材部長 }	小林剛氏
常務取締役	本社技術部長	石原孝一氏
取締役	蒲田工場長	春日脩一氏
"	兵庫工場長	榊田米男氏
"	兵庫工場総務部長	岩井良夫氏
"	兵庫工場製造部長	秋山巖氏
"	本社勤労部長	酒井順之補氏
常任監査役		勝呂英雄氏(新任)

監査役	西尾雄一氏
”	川勝鹿夫氏
相談役	下山八郎氏(新任)
”	稲本宇一氏
常任顧問	水島健蔵氏(新任)

〔本社屋移転〕

※ ゼネラル通商(株)(取締役社長仲田秀吉氏)では5月22日より次に事務所を移転した。

新住所 〒105 港区新橋2丁目12番15号
田中田村町ビル2階
電話番号 504局 1451番(代表)
テレックス番号 222-5502(GENETOJ)

会 員 消 息

〔支店移転〕

※ (株)山本(本社静岡市幸町43番地)ではこのほど浜松支店(旧浜松営業所)および富士支店(旧富士営業所)を下記に移転した。

○ (株)山本浜松支店

新住所 浜松市天竜川町1037番地の1
新電話 (0534)21-3491番(代表)

○ (株)山本富士支店

新住所 富士市厚原字溝下121番地の1
新電話 (0545)71-4811番

〔支店移転〕

※ 新生商事㈱(取締役社長木本哲夫氏)では6月6日より宮崎支店を下記に移転した。

○ 新生商事㈱宮崎支店

支店長 山 中 正 雄 氏

新住所 〒880 宮崎市霧島町178-2番地

電 話 (0985)24-2881番代表

